

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年1月9日

紀の川市長 岸 本 健

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集6-1	紀の川市切畑 字葛城969-531 地内	12-ロ-5, 6	保安林	0.69	公告の日から5年を 経過する日	
集6-3	紀の川市切畑 字葛城969-531 地内	12-イ-1 12-ロ-15, 16	保安林	2.18	公告の日から5年を 経過する日	
集6-4	紀の川市切畑 字葛城969-531 地内	12-イ-10, 11, 12	保安林	2.48	公告の日から5年を 経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部林務課
紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。